

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第77期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 丸一鋼管株式会社

【英訳名】 Maruichi Steel Tube Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木博之

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江三丁目9番10号

【電話番号】 大阪(06)6531 1201

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 河村康生

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号(八重洲ダイビル内)

【電話番号】 東京(03)3272 5331

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 東京事務所長 目黒義隆

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

丸一鋼管株式会社東京事務所  
(東京都中央区京橋一丁目1番1号(八重洲ダイビル内))

丸一鋼管株式会社名古屋事務所  
(名古屋市熱田区千年一丁目2番4号)

(名古屋事務所は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して任意に縦覧に供する場所としたものです。)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第76期 第2四半期 連結累計期間	第77期 第2四半期 連結累計期間	第76期 第2四半期 連結会計期間	第77期 第2四半期 連結会計期間	第76期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	47,208	56,348	24,366	28,313	102,409
経常利益 (百万円)	3,286	10,389	2,437	4,693	12,135
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,599	5,530	1,035	2,087	7,363
純資産額 (百万円)	-	-	207,245	214,897	217,532
総資産額 (百万円)	-	-	238,545	254,520	257,137
1株当たり純資産額 (円)	-	-	2,153.32	2,384.57	2,256.07
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	18.31	63.68	11.91	24.05	84.49
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	18.30	63.65	11.91	24.04	84.46
自己資本比率 (%)	-	-	78.5	81.0	76.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,566	8,477	-	-	23,058
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,188	8,421	-	-	3,246
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,777	2,356	-	-	8,974
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	37,913	50,572	52,939
従業員数 (人)	-	-	1,704	1,784	1,654

(注) 1 売上高には、消費税等（消費税および地方消費税をいう。以下同じ）は含まれていません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,784
---------	-------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 臨時従業員は従業員数の100分の10未満であり、記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	633
---------	-----

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 臨時従業員は従業員数の100分の10未満であり、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	21,332	
北米	2,876	
アジア	4,012	
合計	28,221	

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。  
2. 上記の金額は消費税等を含んでいません。

#### (2) 受注実績

当社グループ(当社及び連結子会社)は見込み生産を行っているため、当該事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	21,728	
北米	2,741	
アジア	3,843	
合計	28,313	

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)メタルワン	3,194	13.1	3,678	13.0

3. 上記の金額は消費税等を含んでいません。

### 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、中国をはじめとするアジア向けの輸出の増加や政府の緊急経済対策により一部景気回復の兆しが見られましたが、欧米の景気回復の遅れや急激な円高の進行などで、本格的な回復軌道に乗ることなく推移いたしました。

セグメント別の業績は、以下のとおりです。

（日本）

国内店売り事業につきましては、鉄鉱石・石炭の値上げを背景とした国内高炉のコイル価格値上げ発表を受け、製品価格の転嫁に取り組んでまいりましたが、建築向け需要低迷から問屋筋が当用買いに徹する動きが続き、スクラップ価格下落に伴う電炉製品の値下げ圧力もあって、足許の製品市況は、軟化してきております。一方、自動車を中心とするユーザー向けにつきましては、上期の値上げに伴う製品価格値上げは、ほぼ完了致しました。

このような厳しい状況のなかで、国内事業につきましては、売上高は217億2千8百万円、セグメント利益は在庫からの利益が寄与した結果、38億2千6百万円となりました。

（北米）

北米事業につきましては、マルイチ・アメリカン・コーポレーション及びレビット・チューブ・カンパニーLLCにおいて、販売数量は依然として低迷しておりますが、主として販売価格が上昇したことにより、売上高は27億4千1百万円、セグメント利益は2億4千9百万円と改善いたしました。

（アジア）

アジア事業につきましては、サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニーの販売数量の増加と製品価格の上昇により、売上高は38億4千3百万円と大幅に増加し、セグメント利益は1億5千7百万円を計上しました。

以上の結果、第2四半期連結会計期間における業績は、売上高は283億1千3百万円（前年同期比16.2%増）、営業利益は42億2千1百万円（前年同期比82.2%増）、経常利益は46億9千3百万円（前年同期比92.5%増）、四半期純利益は20億8千7百万円（前年同期比101.6%増）となりました。

尚、対米ドル換算レートは1米ドル91円36銭であります。

セグメント別の今後の見通しについては、以下のとおりです。

国内事業につきましては、景気回復を牽引してきたエコカー補助金の終了による自動車向けパイプの需要減が見込まれます。また、主力製品である建築向け需要は依然として低迷しております。一方、下期のコイル価格は高止まりする可能性が高くなっております。以上、厳しい環境は続きますが、販売努力により数量確保と価格の維持、総コスト削減に最大限の努力をして参ります。

北米事業につきましては、当面、販売数量の増加は見込めない状況であり、コストの削減や、レビット・チューブ・カンパニーLLCの設備更新など、生産の効率化及び品質向上による競争力強化を進めてまいります。

アジア事業につきましては、サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニーのベトナム国最大径の16インチ溶接鋼管ミルが商業稼働し、国内外の注目度も高く、徐々に受注が増加しております。また、ハノイ工場もテスト稼働を完了し、今後、製販一体となり地域の鋼管需要をカバーしてまいります。

## (2) 財政状態の分析

### (総資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、2,545億2千万円(前連結会計年度比26億1千6百万円の減少)となりました。

主な内容は、有価証券の売却などにより現金及び預金が79億3千3百万円、譲渡性預金などの増加に伴い有価証券が24億2千1百万円、原材料及び貯蔵品が14億2千1百万円増加したことにより流動資産合計で120億3千1百万円増加しました。固定資産については、主として株式の時価の下落により投資有価証券が155億5百万円減少したことにより、固定資産合計で146億4千8百万円減少しました。

### (負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債は396億2千3百万円(前連結会計年度比1千8百万円増)となりました。

主な内容は、支払手形及び買掛金が14億2千9百万円、未払法人税等が3億5千1百万円増加したことにより、流動負債合計で17億1千7百万円増加しました。固定負債については、長期借入金が11億9千9百万円増加しましたが、株式の時価評価に関わる繰延税金負債が28億4千3百万円減少したことなどにより、固定負債合計で16億9千8百万円減少しました。

### (純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、2,148億9千7百万円(前連結会計年度比26億3千5百万円の減少)となりました。

主な内容は、連結子会社の自己株式の取得による親会社持分の増加131億7千1百万円、四半期純利益55億3千万円などにより、利益剰余金が167億7千4百万円増加しましたが、少数株主持分が126億3千万円、その他有価証券評価差額金が50億5千3百万円減少したことにより、純資産合計で26億3千5百万円減少しました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、第1四半期連結会計期間末より61億9千9百万円増加し、505億7千2百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって増加した資金は45億9千9百万円(前年同期比23億2千万円の収入減)となりました。主な内容は、税金等調整前四半期純利益38億8千2百万円、利息及び配当金の受取額16億3百万円などの収入によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって増加した資金は、23億9千5百万円(前年同期比47億2千5百万円の収入増)となりました。主な内容は、投資有価証券の売却による収入31億8百万円、匿名組合清算による収入29億6千4百万円などに対して、定期預金の増加23億2千6百万円、有形及び無形固定資産の取得による支出16億4千3百万円などによるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって減少した資金は4億4千3百万円(前年同期比30億6千6百万円の収入増)となりました。主な内容は、短期借入金の増加4億5千2百万円などの収入に対して、自己株式の取得による支出8億4千6百万円などによるものであります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

##### 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等（注3）の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する方針（以下、「本方針」といいます。）を決定しております。

なお、本対応方針の概要は以下のとおりです。

##### 1. 大規模買付けルールの必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そのためには、大規模買付行為にあたり十分な情報が株主の皆様に提供されることが重要と考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が提供された後、これを評価・検討し取締役会としての意見を取りまとめて開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社の経営には、鉄鋼産業の一翼を担う鋼管の製造加工および販売などを行う企業としての豊富な経験、国内外の取引先および顧客等との間に築かれた長期的取引関係、全国に立地する各工場と地域社会との関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。そのため、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう、IR活動を通じて事業内容の適時開示に努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断されるためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響、当社の従業員、関連会社、取引先および顧客等のステークホルダーとの関係など大規模買付後の経営方針や事業計画等は、重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見を慎重に検討し、大規模買付行為開始後に公表いたします。さらに、必要と認めれば大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な、応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。また、当社取締役会は、本方針の運用の適正性を確保するためと大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性を担保するために、「独立委員会」を設置いたしております。独立委員会は弁護士2名と当社社外監査役1名により構成されております。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

##### 2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、

- (1) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、
  - (2) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、
- というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は次のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け

大規模買付行為完了後に意図する経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）

本必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なるため、大規模買付者が大規模買付を行うおとす場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、速やかに公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した場合の取締役会評価期間の開始する日および満了する日を速やかに公表いたします。

### 3．独立委員会の設置

当社取締役会は、本方針に基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について最終決定を行いますが、本方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、決定の公正性、透明性を担保するため、独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対して対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外監査役ならびに社外有識者（注4）の中から選任します。現在の独立委員会委員は川下 清氏、村尾 勝利氏、佐々木 寛治氏の3名であります。

### 4．大規模買付行為が為された場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模



買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様にご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、次に掲げる等の当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等である場合

- 1) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- 2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- 3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の担保や弁済原資として流用する行為
- 4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことを指します。）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合

当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付である場合

当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係、または当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な恐れをもたらす買付等である場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その公正性、透明性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得価格の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討した上で決定することといたします。

なお、当該大規模買付行為において、例えば、会社の資産を買付者の債務の担保とすることや、会社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを大規模買付者が意図している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限り行うものであり、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として上記例外的措置を行うことはしないものとします。

## （2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合および当社株主に対して、必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。また、具体的対抗措置として新株予約権を発行する場合は、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、当社は、新株予約権の発行を対抗措置とする場合において、その機動的発動を確保するために平成23年6月19日を有効期限とする新株予約権の発行登録を行っております。

## 5. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断をされる上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により当社取締役会の権限として認められている対抗措置を取る場合がありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権を取得するために所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行する際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。従い、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. 大規模買付ルールの有効期限

上記対応本方針の継続を決定した当社取締役会には、当社社外監査役3名を含む監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、上記対応本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、継続に賛成する旨の意見を述べました。

また、本方針につき株主の皆様のご意向を反映させることが適切であると判断いたしましたので、平成22年6月の定時株主総会において、本方針を議案としてお諮りいたし、承認を頂きましたので、大規模買付ルールの有効期間は、平成22年6月の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなりました。

但し、有効期間の満了前であっても当社取締役会の決議により大規模買付ルールを廃止することがあります。また、有効期間中に大規模買付ルールを修正または変更する場合があります。大規模買付ルールが廃止、修正または変更がなされた場合には、その内容につき速やかに情報開示を行います。

## 7. 本方針の合理性

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記1.「大規模買付ルールの必要性」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

合理的な客観的発動要件を設定していること

本方針は、上記4.「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

独立性の高い社外者の判断を重視していること

本方針における対抗措置の発動等に際しては、独立している社外者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本方針の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

株主意思を尊重するものであること

本方針は、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本方針は、有効期間の満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記6.「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けたものが、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により本方針を廃止することが可能です。したがって、本方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員も交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（ ）特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし、）または、（ ）特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計とします。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

#### (5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は26百万円であります。なお、第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設のうち、ベトナム国のサン・スチール・(ハノイ)・カンパニー・リミテッドの溶接鋼管製造設備が完成いたしました。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間に新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	94,000,000	94,000,000	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	94,000,000	94,000,000		

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1,2	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成17年7月8日～平成37年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成17年6月29日の開催の当社第71回定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、特別決議時の数から、新株予約権者の退任による権利行使分を減じた数を記載しています。

株主総会の特別決議日（平成18年6月29日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1,2	84
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	8,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成18年11月10日～平成38年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成18年6月29日の開催の当社第72回定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、特別決議時の数から、新株予約権者の退任による権利行使分を減じた数を記載しています。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成19年8月7日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1,2	53
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	5,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成19年9月11日～平成39年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成19年8月7日の開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、特別決議時の数から、新株予約権者の退任による権利行使分を減じた数を記載しています。

取締役会の決議日（平成20年8月7日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1,2	57
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	5,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成20年9月11日～平成40年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成20年8月7日の開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、特別決議時の数から、新株予約権者の退任による権利行使分を減じた数を記載しています。

取締役会の決議日（平成21年8月7日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1,2	95
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	9,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成21年9月9日～平成41年9月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成21年8月7日の開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、特別決議時の数から、新株予約権者の退任による権利行使分を減じた数を記載しています。



取締役会の決議日（平成22年8月6日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1,2	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	12,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成22年9月9日～平成42年9月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成22年8月6日の開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日		94,000		9,595		14,631

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
吉村 精 仁	大阪市平野区	4,690	4.99
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目 2番3号日比谷国際ビル	4,337	4.61
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	3,900	4.15
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,886	4.13
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(住友信託銀行再 信託分・JFEスチール株式会社退 職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,003	3.19
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,663	2.83
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目1番3号	2,566	2.73
丸谷 紀 芳	大阪市平野区	2,400	2.55
株式会社メタルワン	東京都港区芝3丁目23番 1号セレスティン芝三井ビル	2,069	2.20
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番3号	2,000	2.13
合計		31,515	33.53

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・JFEスチール株式会社退職給付信託口)	3,003千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,663千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,566千株

2 上記の他に当社所有の自己株式7,574千株(8.06%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,574,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 86,357,100	863,571	
単元未満株式	普通株式 68,800		
発行済株式総数	94,000,000		
総株主の議決権		863,571	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式13株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する所 有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸一鋼管株式会社	大阪市西区北堀江三 丁目9番10号	7,574,100		7,574,100	8.06
計		7,574,100		7,574,100	8.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,933	1,872	1,791	1,797	1,753	1,718
最低(円)	1,803	1,589	1,587	1,663	1,581	1,590

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	64,778	56,845
受取手形及び売掛金	2, 3 27,455	27,361
有価証券	11,490	9,068
製品	7,517	6,652
原材料及び貯蔵品	15,032	13,611
その他	4,068	4,783
貸倒引当金	283	296
流動資産合計	130,057	118,025
固定資産		
有形固定資産		
土地	29,959	29,789
その他	36,221	34,967
有形固定資産合計	1 66,180	1 64,757
無形固定資産		
のれん	2,325	2,420
その他	2,002	2,178
無形固定資産合計	4,328	4,599
投資その他の資産		
投資有価証券	48,121	63,627
その他	5,929	6,201
貸倒引当金	96	72
投資その他の資産合計	53,954	69,755
固定資産合計	124,463	139,111
資産合計	254,520	257,137

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,668	13,239
短期借入金	9,019	8,850
未払法人税等	3,817	3,465
賞与引当金	775	741
役員賞与引当金	56	51
その他	4,096	4,369
流動負債合計	32,434	30,717
固定負債		
長期借入金	2,378	1,178
退職給付引当金	3,280	3,289
役員退職慰労引当金	44	64
繰延税金負債	688	3,532
その他	797	822
固定負債合計	7,189	8,887
負債合計	39,623	39,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,595	9,595
資本剰余金	15,821	15,821
利益剰余金	198,922	182,147
自己株式	17,397	16,561
株主資本合計	206,941	191,002
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,470	9,523
為替換算調整勘定	5,323	4,424
評価・換算差額等合計	853	5,098
新株予約権	76	68
少数株主持分	8,732	21,362
純資産合計	214,897	217,532
負債純資産合計	254,520	257,137

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	47,208	56,348
売上原価	39,679	42,384
売上総利益	7,529	13,963
販売費及び一般管理費	4,646	5,017
営業利益	2,883	8,945
営業外収益		
受取利息	123	83
受取配当金	790	697
匿名組合投資利益	-	738
その他	672	570
営業外収益合計	1,586	2,089
営業外費用		
支払利息	237	116
持分法による投資損失	531	86
為替差損	-	138
不動産賃貸費用	173	168
その他	241	135
営業外費用合計	1,183	645
経常利益	3,286	10,389
特別利益		
固定資産売却益	163	0
投資有価証券売却益	127	95
関係会社株式売却益	-	0
匿名組合清算益	-	1,713
特別利益合計	290	1,810
特別損失		
固定資産除却損	8	34
投資有価証券売却損	1	722
投資有価証券評価損	261	226
その他	7	0
特別損失合計	279	983
税金等調整前四半期純利益	3,297	11,216
法人税等	1,789	4,695
少数株主損益調整前四半期純利益	-	6,521
少数株主利益又は少数株主損失( )	91	990
四半期純利益	1,599	5,530

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	24,366	28,313
売上原価	19,735	21,628
売上総利益	4,631	6,684
販売費及び一般管理費	2,314	2,463
営業利益	2,316	4,221
営業外収益		
受取利息	62	52
受取配当金	551	415
匿名組合投資利益	-	188
その他	364	295
営業外収益合計	979	951
営業外費用		
支払利息	105	59
持分法による投資損失	509	136
不動産賃貸費用	111	107
租税公課	114	74
その他	17	101
営業外費用合計	858	479
経常利益	2,437	4,693
特別利益		
固定資産売却益	163	0
投資有価証券売却益	118	62
関係会社株式売却益	-	0
特別利益合計	281	63
特別損失		
固定資産除却損	3	31
投資有価証券売却損	1	678
投資有価証券評価損	261	165
その他	7	0
特別損失合計	274	875
税金等調整前四半期純利益	2,445	3,882
法人税等	1,368	1,601
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,280
少数株主利益	41	193
四半期純利益	1,035	2,087



(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	3,297	11,216
減価償却費	2,262	2,200
のれん償却額	347	365
受取利息及び受取配当金	914	781
匿名組合投資損益（は益）	-	738
支払利息	237	116
持分法による投資損益（は益）	531	86
有価証券及び投資有価証券売却損益（は益）	126	624
投資有価証券評価損益（は益）	261	226
匿名組合清算益	-	1,713
売上債権の増減額（は増加）	1,673	305
たな卸資産の増減額（は増加）	9,763	2,351
仕入債務の増減額（は減少）	8,009	934
その他	57	263
小計	9,267	10,226
利息及び配当金の受取額	1,091	1,916
利息の支払額	237	116
法人税等の支払額	444	3,549
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,566	8,477

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額（は増加）	5,464	11,378
有価証券の取得による支出	2,911	2,000
有価証券の売却による収入	3,675	731
投資有価証券の取得による支出	246	9
投資有価証券の売却による収入	1,607	4,382
関係会社株式の取得による支出	-	10
関係会社株式の売却による収入	-	306
有形及び無形固定資産の取得による支出	3,246	3,411
有形及び無形固定資産の売却による収入	365	0
匿名組合清算による収入	-	2,964
その他	31	1
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>6,188</b>	<b>8,421</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	4,095	189
長期借入れによる収入	-	1,308
長期借入金の返済による支出	318	612
自己株式の売却による収入	0	-
自己株式の取得による支出	1,859	846
配当金の支払額	2,637	1,868
少数株主への配当金の支払額	92	85
少数株主からの払込みによる収入	225	-
その他	-	62
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>8,777</b>	<b>2,356</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>183</b>	<b>295</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,216	2,595
現金及び現金同等物の期首残高	42,130	52,939
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	228
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>37,913</b>	<b>50,572</b>

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1)連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、(株)アルファメタルは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。 (2)変更後の連結子会社の数 11社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 1 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 2 前第2四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「匿名組合投資利益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「匿名組合投資利益」は、64百万円であります。 3 前第2四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は、114百万円であります。

当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 1 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 2 前第2四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「匿名組合投資利益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「匿名組合投資利益」は、40百万円であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、82,432百万円あります。</p> <p>2. 受取手形裏書譲渡高は、105百万円であります。</p> <p>3. 債権流動化による売掛債権譲渡額は、136百万円あります。</p> <p>4. 当社は、下記の関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。 クマ・ステンレス・チューブ・リミテッド 820百万円</p> <p>また、当社は、関係会社である丸一金属制品(佛山)有限公司の資金調達について、経営指導念書を差入れております。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、79,469百万円であります。</p> <p>2. -</p> <p>3. -</p> <p>4. 当社は、下記の関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。 クマ・ステンレス・チューブ・リミテッド 496百万円</p> <p>また、当社は、関係会社である丸一金属制品(佛山)有限公司の資金調達について、経営指導念書を差入れております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>発送費 1,655百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 273百万円</p>	<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>発送費 1,880百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 256百万円</p>

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>発送費 850百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 130百万円</p>	<p>販売費及び一般管理費のうち主なもの</p> <p>発送費 929百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 126百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末 残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末 残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係
現金及び預金勘定 43,882百万円	現金及び預金勘定 64,778百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 12,287百万円	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 23,695百万円
取得日から3ヶ月以内に償 還 6,318百万円	取得日から3ヶ月以内に償 還 9,489百万円
期限の到来する短期投資	期限の到来する短期投資
現金及び現金同等物 37,913百万円	現金及び現金同等物 50,572百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日  
至平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	94,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	7,574,113

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第2四半期連結会計期間末残高 親会社 76百万円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,868	21.50	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の  
効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,296	15.00	平成22年9月30日	平成22年11月30日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当第2四半期連結会計期間に、連結子会社である丸一鋼販(株)及び四国丸一鋼管(株)において各  
社の従業員持株会から自己株式の取得を行いました。これに伴い、子会社の利益剰余金に占める当社グ  
ループの持分が増加することにより、連結利益剰余金が、13,171百万円増加いたしました。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	鋼管事業 (百万円)	表面処理鋼板 事業(百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上	20,723	2,617	1,025	24,366	-	24,366
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	20,723	2,617	1,025	24,366	-	24,366
営業利益又は営業損失( )	2,409	152	248	2,504	(187)	2,316

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	鋼管事業 (百万円)	表面処理鋼板 事業(百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上	40,916	4,833	1,459	47,208	-	47,208
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	40,916	4,833	1,459	47,208	-	47,208
営業利益又は営業損失( )	3,627	410	45	3,261	(378)	2,883

(注) 1 事業は製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主な製品

事業区分	主要製品
鋼管事業	構造用溶接鋼管、建築用溶接鋼管、配管用溶接鋼管
表面処理鋼板事業	鍍金コイル、カラーコイル
その他	棒鋼、照明柱

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上	18,995	2,517	2,853	24,366	-	24,366
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	36	-	-	36	(36)	-
計	19,031	2,517	2,853	24,402	(36)	24,366
営業利益又は営業損失( )	2,785	313	155	2,317	(0)	2,316

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上	37,317	5,280	4,610	47,208	-	47,208
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	41	-	-	41	(41)	-
計	37,358	5,280	4,610	47,250	(41)	47,208
営業利益又は営業損失( )	3,821	402	534	2,883	(0)	2,883

- (注) 1 事業は製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。  
2 区分に属する主な国又は地域  
北米・・・米国  
アジア・・・ベトナム

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

	北米	アジア・ オセアニア	その他	計
海外売上高(百万円)	2,527	2,838	77	5,442
連結売上高(百万円)	-	-	-	24,366
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	10.4	11.6	0.3	22.3

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	北米	アジア・ オセアニア	その他	計
海外売上高(百万円)	5,299	4,634	325	10,259
連結売上高(百万円)	-	-	-	47,208
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	11.2	9.8	0.7	22.0

- (注) 1 各区分に属する主な国又は地域  
北米・・・米国、カナダ  
アジア・オセアニア・・・ベトナム、カンボジア、インドネシア、マレーシア、オーストラリア  
その他・・・中東  
2 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会・執行役員会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に鋼管、表面処理鋼板、棒鋼などを生産・販売しており、日本においては当社及び連結子会社が、海外においては各地域をそれぞれ独立した現地法人が担当しており、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「北米」及び「アジア」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主な製品は次のとおりです。

(日本)

構造用溶接鋼管、建築用溶接鋼管、配管用溶接鋼管、鍍金コイル、照明柱など

(北米)

構造用溶接鋼管、建築用溶接鋼管、配管用溶接鋼管など

(アジア)

構造用溶接鋼管、建築用溶接鋼管、配管用溶接鋼管、鍍金コイル、カラーコイル、棒鋼など

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益計算書計上額
	日本	北米	アジア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	44,478	5,174	6,694	56,348	-	56,348
セグメント間の内部売上高又は振替高	812	-	-	812	812	-
計	45,291	5,174	6,694	57,160	812	56,348
セグメント利益	8,470	421	82	8,973	27	8,945

(注) 1.セグメント利益の調整額 27百万円はセグメント間取引消去であります。  
2.セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益計算書計上額
	日本	北米	アジア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	21,728	2,741	3,843	28,313	-	28,313
セグメント間の内部売上高又は振替高	538	-	-	538	538	-
計	22,266	2,741	3,843	28,852	538	28,313
セグメント利益	3,826	249	157	4,233	11	4,221

(注) 1.セグメント利益の調整額 11百万円はセグメント間取引消去であります。  
2.セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。



### 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

#### 1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
2,384.57円	2,256.07円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	214,897	217,532
普通株式に係る純資産額(百万円)	206,088	196,101
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	76	68
少数株主持分	8,732	21,362
普通株式の発行済株式数(千株)	94,000	94,000
普通株式の自己株式数(千株)	7,574	7,078
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	86,425	86,921

#### 2 1株当たり四半期純利益金額等

##### 第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 18.31円	1株当たり四半期純利益金額 63.68円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 18.30円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 63.65円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,599	5,530
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,599	5,530
普通株式の期中平均株式数(千株)	87,349	86,852
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	31	38
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	11.91円	1株当たり四半期純利益金額	24.05円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	11.91円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	24.04円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,035	2,087
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,035	2,087
普通株式の期中平均株式数(千株)	86,922	86,800
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	31	38
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年11月8日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	1,296百万円
1株当たりの金額	15円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年11月30日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

丸一鋼管株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 公 江 祐 輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸一鋼管株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

丸一鋼管株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 公 江 祐 輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸一鋼管株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。